

随意契約（相手方指定）調書

件 名	令和8年度喫煙マナー及びながらスマホ禁止啓発路面シート撤去・路面ペイント施工委託	No.5200545
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年8月25日	
契約金額	4,334,000円（消費税込み）	

契約相手方	常陸舗道有限会社 (法人番号：9011402007466)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	令和8年度喫煙マナー及びながらスマホ禁止啓発路面シート撤去・路面ペイント施工委託
指名業者 (案)	名 称 常陸舗道有限会社 代表者 代表取締役 登坂 将司 所在地 東京都板橋区徳丸六丁目35番9号
指定製品 (案)	製品名 SREM（スレム） 名 称 株式会社アステス 代表者 代表取締役 高田 美士男 所在地 岐阜県本巣市政田2980-1
製品指定 及び 特命理由	本件は、喫煙マナー及びながらスマホ禁止についての啓発を図るため、既存の路面シートを撤去し、新たに路面ペイントを施工する業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、製品及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。 〔製品指定〕 区では、まちの環境美化対策の一環として、喫煙マナー等の路面シートを設置しているが、剥がれ等により転倒事故が発生する恐れがあることから、他の実施方法を検討するため、他自治体の実施状況の調査を行った。 その結果、指定製品を採用している自治体があったため詳細を確認したところ、指定製品は直接路面に施工するため、剥がれ等が発生せず転倒事故等のリスクが低いことや、指定製品を採用している自治体では、転倒の報告や景観を損なう等の苦情を受けていないと確認できた。 また、指定製品は滑り抵抗値（BPN）が高く、色の制限もなく、耐用年数も長いことから、より視認性の高いデザインでの啓発が可能であるため、上記製品の指定は妥当である。 〔業者指定〕 上記業者は、指定製品による路面舗装について、指定製品の開発業者から23区で唯一の施工可能業者として認定されている。 また、主管課において、令和7年度の履行状況を確認したところ、品質・工程・安全・対応面の各項目において高い水準を維持しており、最終評価は「優良」であったことから、本件においても確実な業務履行が期待できる。 以上のことから、製品及び契約相手方を指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）